

九州工業大学マイクロ化総合技術センター機器利用等取扱要項

〔平成19年 3月14日〕
学 長 伺 定

(趣旨)

第1条 この要項は、九州工業大学マイクロ化総合技術センター規則(平成2年九工大規則第5号)第16条の規定に基づき、集積回路や半導体デバイスの設計・製造、評価・観測(以下「設計製造等」という。)の受入れに係る機器の利用等の取扱いについて定めるものとする。

(申込みの方法)

第2条 設計製造等の申込みは、別記様式第1号により行うものとする。

(受入条件)

第3条 設計製造等の受入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学内の設計製造等の料金は学内移算により行うものとする。
- (2) 学外の設計製造等の料金は後納するものとする。
- 2 次に掲げる場合には、委託者の受ける損害に対してマイクロ化総合技術センター(以下「センター」という。)はその責任を負わない。
 - (1) やむを得ない事由によって設計製造等を中止したため損害が生じたとき。
 - (2) 設計製造等を行うために提出された材料等(以下「材料等」という。)に損害が生じたとき。
 - (3) 第5項の場合において、センターの機器等を使用する者の責による事由によって損害が生じたとき。
- 3 材料等の搬入及び搬出は、すべて委託者が行うものとする。
- 4 マイクロ化総合技術センター長(以下「センター長」という。)が受入れできないと判断した設計製造等については、受入れをしないことができる。
- 5 委託者が学内担当者の指導・立会の下で直接センターの機器等を使用する場合は、別記様式第2号の使用申請書を提出し、同書の確認事項を遵守し設計製造等を行うこととする。ただし、使用者は、センター長が機器操作に習熟していると認めた者に限る。

(受入れ及び結果の通知)

第4条 設計製造等の受入れ及びその結果の通知は、センター長の定める手続を経て行うものとする。

(秘密の保持等)

- 第5条 センター及び委託者は、設計製造等の実施で知り得た相手方の秘密、知的財産権等を相手方の書面による同意なしに公開してはならない。
- 2 測定で得られたデータを民間機関等からの委託者が公表する場合、原則として九州工業大学名を使用することはできない。また、九州工業大学を特定できる表現も同様とする。ただし、センター長が大学名の使用を許可した場合はこの限りでない。

(設計製造等の料金)

- 第6条 設計製造等による機器の利用料金は、別表のとおりとする。ただし、設計製造等の実施上、センター長が必要と認めて設計製造等のために機器の消耗品等の提供を要請した場合には、消耗品等に相当する額の料金を収納しないことができる。
- 2 設計製造等による機器の利用料金は、設計製造終了後2週間以内に九州工業大学が発行する請求書により収納する。

附 則

この要項は、平成19年 4月 1日から施行する。